

(9) 各種委員会組織運営規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第36条第2項規定に基づき、一般社団法人北信越サッカー協会（以下「本地域協会」という。）の各種委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(常設委員会の設置)

第2条 本地域協会の事業遂行のため、次の常設委員会を設置する。

- (1) 第1種委員会
- (2) 第2種委員会
- (3) 第3種委員会
- (4) 第4種委員会
- (5) グラスルーツ委員会
- (6) シニア委員会
- (7) 女子委員会
- (8) 審判委員会
- (9) 技術委員会
- (10) フットサル委員会
- (11) 医学委員会

(専門委員会の設置)

第3条 本地域協会の事業遂行のため、必要に応じて各種の専門委員会を置くことができる。

(組織及び委員)

第4条 各種委員会は、それぞれ委員長及び若干名の委員をもって構成する。

- 2 各種委員会の委員長及び委員は、本地域協会役員及び北信越各県サッカー協会役員のほか、本地域協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 各種委員会の委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(招集・議長)

第6条 各種委員会は、それぞれ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 各種委員会の招集は、各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。

(所管事項)

第7条 各種委員会の所管事項は、別添1のとおりとする。

- 2 各種委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
- 3 2つ以上の各種委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催し、又は委員長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。

(常設委員会の委員長の権限)

第8条 常設委員会の委員長は、次の権限を有する。

- (1) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと。
 - (2) 緊急を要するため、各種委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること。
- 2 各種委員会の委員長は、前項第2号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

(事務局との連携)

第9条 各種委員会は、事業の実施に関しては予め本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

(部会及び分科会)

第10条 各種委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、部会を設置することができる。

- 2 各種委員会は、部会の業務遂行のため、その各種委員会の委員及び学識経験者をもって構成する分科会を設置することができる。

(細則の制定)

第11条 各種委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

(特別委員会等)

第12条 本地域協会の事業遂行のため第2条及び第3条に定める各種委員会以外で、時限的に設置する特別委員会等は、理事会にて定める

(改正)

第13条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第14条 この規則は、2023年4月1日から施行する。

別 添 1

[各種委員会の所管事項]

- 1 第1種委員会
第1種サッカーの競技会運営及び、強化・育成・普及に関する事項
- 2 第2種委員会
第2種サッカーの競技会運営及び、強化・育成・普及に関する事項
- 3 第3種委員会
第3種サッカーの競技会運営及び、強化・育成・普及に関する事項
- 4 第4種委員会
第4種サッカーの競技会運営及び、強化・育成・普及に関する事項
- 5 グラスルーツ委員会
誰もが・いつでも・どこでもサッカーを身近に心から楽しめる環境の提供に関する事項
- 6 シニア委員会
シニアサッカーの競技会運営及び、強化・普及に関する事項
- 7 女子委員会
女子サッカーの競技会運営及び、強化・育成・普及に関する事項
- 8 審判委員会
サッカー並びにフットサル競技の審判員及び審判指導者の養成・育成・強化に関する事項
- 9 技術委員会
ユース年代の選手育成及び指導者の養成と資質向上に関する事項
- 10 フットサル委員会
フットサル及びビーチサッカーの競技会運営及び、強化・育成・普及に関する事項
- 11 医学委員会
サッカー競技会の医事運営及びスポーツ医学の普及、選手の健康管理、障害の治療や予防に関する事項